

NO161

発行日 : 2025年10月1日

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫（会長）

住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpitsu@gmail.com

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133（浪江）

関根憲一 090-4889-3726（富岡）

板倉好幸 090-9534-5657（南相

地学団体研究会の紹介

金井克明（地学団体研究会会員）

地学団体研究会（以下、地団研）は、1947年に設立された地球科学に関する学術団体です。日本学術会議の協力学術研究団体にもなっています。

地団研の会員は約900名で、大学や研究機関の研究者、小中高の教員、地質技術者、博物館の学芸員、大学院生、学生のほか、地球科学に関心をもつ市民などさまざまな人たちがいます。

地学団体研究会の名前のつくりは、「地学団体」＋「研究会」ではなくて、「地学」＋「団体研究会」です。この「団体研究会」（後述）というのが地団研の一番大きな特徴です。

「三位一体の科学運動」が活動の目標

地団研の活動の特徴は、「創造活動・普及活動・条件づくり」という3つの柱を目標にして、さまざまな活動をすすめていることです。この目標は規約にも明記されています。私たちはこのような活動を「三位一体の科学運動」と呼んでいます。

1. 創造活動（研究）

これは、地質学に関する調査・研究活動です。会員の個人個人が研究すること（個人研究）を基本としながら、**団体研究**（以下、団研）を進めています。

団研とは、あるテーマについて、参加者が対等な立場で議論をたたかわせ、それをバネにして調査・研究を盛り上げていこうとする研究のすすめかたです。団研の参加者は、研

究の経歴・階層・物の考え方などがそれぞれ異なるので、一つの研究の対象を見ても、いろいろな考え方をします。こうした異なる考え方を自由にたたかわせる事が研究の発展につながると考えています。

現在、地団研には36の団研が登録されており、全国規模で、また、各地域で調査・研究活動を行っています。

「福島第一原発地質・地下水問題団体研究グループ」（以下、原発団研）もその一つで、福島第一原発の汚染水問題をテーマに2015年に発足しました。代表は、福島大学の柴崎直明さんで、全国の大学教員・研究機関・地質コンサルタント、小中高の教員、大学院生など40名近いメンバーがいます。福島第一原発の周辺で行った地質調査の結果や、東電が開示した数少ない地質や地下水の資料を詳細に研究し、2021年に専報61『福島第一原子力発電所の地質・地下水問題：原発事故後10年の現状と課題』という論文集で研究成果を公表しました。私も、この団研のメンバーです。

2. 普及活動

研究の結果わかったその土地の特徴や生い立ちなどの成果を市民の方々に広めていく活動です。その他に、地球科学に関するさまざまな情報をわかりやすく広める活動も行っています。

原発団研は、研究成果である専報61の内容を市民の方々にわかりやすいように解説した、

地団研ブックレットシリーズ 16『福島第一原発の汚染水はなぜ増え続けるのか』(2022年)、地団研ブックレットシリーズ 18『福島第一原発の汚染水発生量を抜本的に減らす対策』(2024年)を出版しました。

これら書籍は、福島県の方々や全国の原発問題に関心を持つ方がたに、前者は約 14,000 冊、後者は約 7,000 冊広めることができ、安価でわかりやすいと好評でした。

國分さんから送っていただく「相双の会」会報は、毎回原発団研の皆さんに転送しています。

他の団研でも、市民向けの冊子をつくったり、普及講演会を行ったりしています。

地団研では、下記のような出版を行っています。【地球科学】研究成果を発表する年 4 回発行の学術雑誌。【地学教育と科学運動】実践報告などを発表する年 2 回発行の雑誌。【地学ハンドブックシリーズ】フィールドワークや実験・観察に役立つ入門書 (No. 1-29)。【地学双書】専門テーマごとの研究や調査の方法、分析の手法などを紹介する書籍 (No. 1-40)。

【専報】団研などの研究成果の論文集 (No. 1-61)。【ブックレットシリーズ】研究の進め方、地学をとりまく情勢など (No. 1-18)。

その他に、地団研の編集で出版社からの刊行もあり、最近では『最新 地学事典』(2024年 平凡社、地学の専門辞典としては日本唯一です)があります。

3. 条件づくり

創造活動や普及活動をスムーズに行うための条件を自分たち自身でつくっていかう活動です。会員どうしの協力で研究条件を援助しあう、創造活動をすすめやすい職場の環境をつくっていくなどの取り組みをしてきました。

研究を進める上での自主・民主・公開の三原則の確保の問題、科学が戦争のために使われることのないようにすること(地団研規約に明記)などの政治に関連するような課題までさまざまあります。

地団研の毎年の総会では、その時々市民や私たちの活動に大きな影響を与えそうな課題で声明を出し、国の機関・政党・報道機関・関連学会・関連自治体・民間団体などに紹介しています。

2025年8月の総会では、下記の総会声明を出しました。「日本学術会議法の成立に抗議する」、「科学的議論を無視した第7次エネルギー基本計画の見直しを求める」

科学的議論を無視した第7次エネルギー基本計画の見直しを求める

2025年2月18日、政府は「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定した。本計画は今後のエネルギー政策の基本方針を定める極めて重要なものであるにもかかわらず、経済産業大臣の諮問機関によって計画案が策定された際の詳細なデータや専門家の意見、およびその評価過程が一般に十分に開示されていない。その内容には、多様な意見が策定プロセスにおいて十分聴取・反映されているとは言えず、結果的に福島第一原子力発電所事故の教訓を忘れたかのような原発依存を一層強める内容となっている。さらに、2040年の電源

構成見通しで石炭火力を含む火力を30~40%と高く設定し、国際社会が先進国に求める二酸化炭素削減目標を十分満足しておらず、国際的な脱炭素の取り組みという点でも看過できない問題を含んでいる。

年末年始を挟んだわずか1か月間のパブリックコメントでは、エネルギー計画に関してでは過去最多となる41,421件もの意見が寄せられ、原発の積極的活用にも否定的な意見も多く含まれている。しかし、政府はそれらをほとんど反映せず、締め切りから4週間も経たないうちに計画を閣議決定した。これは、国

民的議論を単なる形式にとどめ、実質的な民主的プロセスを形骸化させるものである。

本計画においては、第6次計画に明記されていた「可能な限り原発依存度を低減する」という方針が削除され、2040年時点で原子力の比率を約20%とする目標が掲げられた。この目標は、再稼働の見通しが立たない原発や、60年を超える運転を前提とする施設を含むものであり、さらに核燃料サイクルや高レベル放射性廃棄物処理もめどが立っておらず現実性や安全性を欠いている。2024年元日の能登半島地震でも明らかのように、日本列島は地殻変動が極めて活発な地域であり、原発立地の脆弱性や避難計画の実効性に大きな疑問があることは明白である。

私たち地学団体研究会は、2011年に「原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換を求める」声明を発売した後、毎年声明を出すことで原子力政策に対する懸念と、科学的かつ

民主的な議論の必要性を繰り返し訴えて今回の第7次エネルギー基本計画は、私たちの一貫した考えとは相反するものであり、強い懸念を表明せざるを得ない。

脱炭素や電力安定供給の名のもとで原発回帰を正当化するのではなく、地域分散型で環境保全に配慮した、持続可能な再生可能エネルギーの拡充と省エネルギーの徹底こそが、将来に責任あるエネルギー政策の道筋であると、私たちは確信している。さらに、科学的議論を無視した、なし崩し的な原発回帰路線を、決して容認することはできない。政府に対し、第7次エネルギー基本計画の抜本の見直しと、科学的かつ民主的な議論に基づくエネルギー政策の見直しを強く求める。

2025年8月30日

第79回地学団体研究会総会（高田）

「放射能汚染土壌の再利用は世紀を超えた愚策」ただちに中止を

福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による空間線量率の影響を低減させるため、除染作業が行われ、それに伴い大量の除去土壌と除染廃棄物が発生しました。これらの除去土壌等は、再生利用や減容化後の県外最終処分が検討されていますが、これまで何度か汚染土壌再利用の問題を掲載してきました。その度に何のための中間貯蔵なのだ、放射性物質をバラまくための準備、それとも単に汚染土を減容するため、等々多くの疑問があります。クリアランス制度をこじつけて当てはめていると言わざるを得ない。

被ばくのおそれがあるから再利用などあるべきでない。と、これまで何度も言われているにもかかわらず「土壌は貴重な資源」であると位置付け国民を愚弄していると思わざるを得ない。

福島第一原発事故により発生した8,000Bq/kg以下の汚染土壌を資源として再利用することを以下の理由により反対する。

1. 核物質の管理は集めて閉じ込めることが要諦

危険だからと巨費を投じて集めた、法律に最終処分とあるから県外搬出、その為に民

量が多すぎるから減らす策として全国にばらまくことは「危険だから集めた」に反する

2. 事故前の再利用は100Bq/kgだった

原発事故前の汚染土壌の再利用は100Bq/kg以下だった、原発構内では現在も100Bq/kg以上は危険物として管理対象になっている。原発構内の作業員は放射線被ばくについて

学習し、被ばく回避の策を学んでいる、その上被ばくを伴う作業だから危険手当が支払われている。

一般公衆は知識もなく悪戯に被ばくさせられるだけ。

3、事故前の国内の土壤汚染(人工核種)は 10～20Bq/kg 程度だった

事故前も人工核種による汚染はあった、大気圏内核実験やチェルノブイリ原発事故の残渣があった、しかしその値は、10～20Bq/kg だった。

国と東電の責任は、人工核種の汚染を事故前に戻すことで、その値を高める措置を行うことは原発事故からの復興に当たらない。

4. 県外搬出はポピュリズムである

これ以上福島県に迷惑をかけられない、だから最終処分は県外と決めたのはポピュリズムでしかない。私は福島県人だが県外搬出には反対する。現在の中間貯蔵施設に留め置くなり福島第二原発構内など敷地はある

県外搬出は、福島県民が改めて加害者になる事を意味している。

5. 汚染土壤管理のあるべき姿

8,000Bq/kg の汚染土壤を敷き詰めて、50cm ほどの清浄な土壤で覆えば放射線は遮蔽できる。問題は、事故前の値になるまでの時間約 270 年間の処置。

(1) その間絶対に掘り返さないか？

270 年間語り継ぐことができるのか？

(2) その間自然災害などでの流失を防げるか？

自然災害大国日本の現実から困難なのは明白である

(3) 汚染土壤埋設した場所に樹木を植えないか？

飯舘村長泥での栽培実験は野菜類が主体で、植物への移行はほとんどないことが

確認されている、しかし樹木は根の成長で汚染土壤域に届く。植物の根からセシウムが吸い上げられ葉や果実に含まれる、葉や果実は落下して腐るがセシウムはその場に留まり、翌年また根から吸い上げられる、即ち自然の循環サイクルに組み込まれ濃縮を進める。現在、飯舘村の汚染源は山林原野の腐葉土層であることは現場を見れば一目瞭然。

何れの項目もノーである、①、②は清浄な土壤と汚染土壤は区別がつかない、流出すれば元に戻せない、だから「集めて閉じ込める」を核物質管理の要諦としていた。

6、運送にかかる費用と Co2 排出量について

環境省は次のことに留意する必要がある。

(1) 汚染土壤を集めるのは福島県内に限定されていた、最終処分県外と言うことは走行距離は膨大な距離になる、Co2 排出量は膨大な量になる。

運送業界には利権の打出の小槌だが

(2) 県外搬出先には必ず反対運動がおこる、協力しない自治体には交付金でコントロールする？。国の指針に協力しない自治体とする自治体を分断して、福島復興に協力的でない自治体と烙印を押す？

国民の安全安心な生活環境を守るべき環境省が『みんなが被ばくすれば怖くない社会』を作る音頭取りになる事の恥ずかしさを覚えなさい。

原発事故からの復興は事故前の環境に戻った時だが、原発事故はそれを許さない。唯一放出された核物質の物理的減衰を待つのみである。

以上

